

新監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年12月26日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

# 監査結果の報告

## 1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

## 3 監査の対象

### (1) 対象部署

経済部、土木部、東区役所、消防局及び各業務の関係部署

### (2) 対象事務

令和5年4月から令和6年5月末までの期間に執行された令和5年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

### (1) 重点調査項目

支出事務において、支払遅延や支出金額誤り、支払漏れ、過年度払いなど不適切な事務処理が起きにくい体制が構築されているか、財産管理事務において、使用料等の徴収が適正に行われているかについて重点的に調査を実施した。

### (2) 共通事項

ア 事務事業の執行において、合規性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

イ 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

ウ 監査対象課別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施した。

### (3) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

#### (4) 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

#### (5) 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

#### (6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

### 5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 6 監査の実施場所及び日程

#### (1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区の執務室等

#### (2) 実施日程

令和6年8月13日～令和6年12月26日

### 7 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。

今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

#### (1) 指摘事項

##### ア 適切でない理由で一者随意契約を繰り返していたもの

(東区役所健康福祉課)

東区役所健康福祉課では、東区プラザフリースペースの運営について、業務委託により実施しているが、令和5年度の受託者を選定するにあたり、令和5年4月から12月末までの業務実績に対する評価が良好だった場合には、本市と受託者双方協議のうえ、次年度の業務委託契約を継続するものとし、最長で令和7年3月31日まで継続が可能とすることを仕様書に記載して公募型プロポーザルを実施していた。また、これにより選定された相手方と、令和5年度に22,661,100円で一方随意契約を締結した後、令和5年4月から12月末までの業務評価の結果が良好だったことを理由として、令和6年度も同じ相手方と前年度と同額で一方随意契約を締結していた。なお、この業務委託については、平成23年度の事業開始以降、3年ごとに公募型プロポーザルを実施し、2年目及び3年目は前年度の業務評価の

結果が良好だったことを理由に一者随意契約を締結するという方法を繰り返し行っていた。

地方公共団体が締結する契約は、地方自治法第 234 条の規定に基づき、一般競争入札によることが原則とされており、随意契約によることができるものは、政令で定める場合に該当するときに限ると規定されている。同課は、令和 6 年度契約を一者随意契約としたことについて、令和 5 年度の業務評価の結果が良好だったことを理由に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を該当法令としているが、1 年目がどうであれ、2 年目以降に同業務を履行可能な業者が現行受託者に限定される根拠とはなり得ず、また、同施行令第 167 条の 2 第 1 項のいずれの号も適用することができないことから、同課の判断は妥当なものとはいえない。

契約課が発出している随意契約ガイドラインには、業務内容を熟知していることや当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しないよう明記されている。これは、一者随意契約には、運用次第では相手方の選定が恣意的に行われるだけでなく、相手方が固定化するなどの可能性があるためである。したがって、競争性のない一者随意契約によらざるを得ない場合に真に該当するか否か、慎重に検討しなければならない。この度、適切ではない理由により、安易に一者随意契約が当初から繰り返し行われていたことで、他者の参入の機会が失われた可能性が否定できない。今後、このような事態を生じさせないためにも、業務内容に合った適切な業者選定を行うとともに、契約事務の重要性に対する職員の意識の向上を図るよう強く求めるものである。

#### 【合規性】

##### ○地方自治法

###### (契約の締結)

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

##### ○地方自治法施行令

###### (随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) (略)

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3)～(9) (略)

## イ 委託料の支出において、支払が長期間にわたり遅延したもの

(東区役所保護課)

東区役所保護課では、生活保護受給者で40歳以上65歳未満の要介護者に対する要介護認定調査の委託料について、令和5年4月から令和5年11月に業務の履行を確認したうちの10件、44,060円を令和6年5月にまとめて支払うという支払遅延が生じていた。

これは、請求書が所在不明となっていたうえ、業者からの催促を受けたものがあってもかかわらず、組織内で情報が共有されないまま、支払事務を怠っていたことによるものであった。

地方公共団体における支払遅延の防止については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律が準用されることから、同法第10条の規定に基づき、支払の時期を定めていない場合は、債権者から適法な支払請求を受けた日から15日以内に対価を支払わなければならないとされている。本件10件のうち9件については、請求書の提出から15日以内に支払われていたが、これは、令和5年度の支払状況を出納整理期間中に確認したところ、未払いとなっている事案が複数発覚したため、業者より請求書を取り寄せ、出納閉鎖日間近にまとめて支払事務を行ったものである。したがって、形式的には同法第10条違反がないとしても、提供を受けた業務の対価を適時に支払うべきだという同法の趣旨に鑑みれば、本件は実質的に支払遅延だったといわざるを得ない。

同課では、要介護認定調査の進捗を管理する体制は整備されていたものの、支払状況までは管理されていなかった。その結果、組織として、長期にわたり支払が行われていなかったことに気付かず、業者からの信頼を損なう結果となった。

適正な支払事務について、これまでも幾度となく制度所管課より注意喚起されてきた。しかし、業務の履行確認後、請求書の受理状況を確認せず、支払事務を行わなかったことや、業者から催促を受けたにもかかわらず、支払事務を怠ったことにより支払遅延を発生させたことは、法令等を遵守し職務を遂行しなければならないという基本的な職員倫理だけでなく、支払遅延は債権者へ重大な影響を及ぼすおそれがあるという認識が、同課には欠如していたといえよう。今後、二度とこのような事態を生じさせないためにも、同課は支払事務の重要性を組織全体としてあらためて認識すべきであり、定期的な支払状況の確認を確実に実施し、適正な支払事務を執行することにより、失った信頼を回復することを強く求めるものである。

【合規性】

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、政府契約の支払遅延防止等その公正化をはかるとともに、国の会計

経理事務処理の能率化を促進し、もって国民経済の健全な運行に資することを目的とする。

(政府契約の必要的内容事項)

第4条 政府契約の当事者は、(中略)次に掲げる事項を書面(中略)により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書(中略)の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

(1) (略)

(2) 対価の支払の時期

(3)・(4) (略)

(定をしなかつた場合)

第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第4条ただし書の場合を除き同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。

(この法律の準用)

第14条 この法律(第12条及び前条第2項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

## ウ 適切に催告を行わなかったことにより、国庫負担金の請求ができなかったもの

(東区役所保護課)

生活保護費返還金及び徴収金並びに生活保護扶助費返納金については、督促以外に年1回以上の納付指導や催告を行うなど、適時適切な債権管理を行ったにもかかわらず、納付に至らず、時効が完成して不納欠損処分となったものを、地方自治体からの請求により、国がその4分の3の額を負担金として交付することとしている。

東区役所保護課では、令和5年度中に時効が完成する債権のうち9件、785,457円について、時効完成前に、当年度1回も催告を行わなかったため、国への請求要件を満たすことができず、国庫負担金の請求を行うことができなかった。

これは、催告について、年に1回、催告書を一斉発送するという方法で行っていたが、上記9件については、催告書発送前に時効が完成したことによるものであった。

同課は、各債権の時効完成日を把握していたことから、時効完成前に催告を行うことは可能であり、その場合には、国庫負担金の請求ができたものと考えられる。したがって、個々の時効を意識せずに、催告書を発送するという現行の方法は、債権管理上、十分とはいえない。

さらに、過去に年 1 回以上の催告がなく、適時適切な債権管理が行われていないと判断された債権を含めると、令和 5 年度に国庫負担金が請求できなかった債権は、合計 13 件、3,075,383 円であり、全額を本市が負担することとなった。

十分とはいえない債権管理により、本市の財政に影響を与えたことに鑑みれば、同課には、国庫負担金を請求できなかった分について、市税という貴重な財源で負担することになるという認識が欠如していたといわざるを得ない。今後は、債権管理の重要性をあらためて認識し、時効を意識した催告を確実に行うなど、適時適切な債権管理に取り組むことを強く求めるものである。

【有効性】

## (2) 注意事項

注意事項とした事務処理誤り等（総件数 27 件）について、類型別の件数及び主な事例は以下のとおりである。

### ア 収入事務に関すること（9 件）

- ・督促状の未発行

### イ 現金取扱事務に関すること（4 件）

- ・手数料の誤徴収

### ウ 支出事務に関すること（2 件）

- ・委託料の重複払

### エ 契約事務に関すること（6 件）

- ・再委託の承諾手続の不備

### オ 財産管理事務に関すること（6 件）

- ・有価証券等の管理不備

## 8 意見

### 債権管理にかかる適切な指導及び助言について

(福祉部福祉総務課)

今回、定期監査の対象となった東区役所保護課では、生活保護費返還金等について、適切

に催告を行わなかったことにより、国庫負担金の請求ができなかった事案が検出された。

生活保護費返還金等にかかる国庫負担金の請求事務については、福祉総務課が各区役所から提出された不納欠損調書を取りまとめ、国庫負担金の請求の適否を審査している。各区役所には、生活保護費返還金等の債権管理にかかるマニュアル等を作成し、適時適切な債権管理を行う責任があるものの、同課においても、債権管理体制の整備について各区役所に指導及び助言をする役割が求められている。

国庫負担金の請求にあたり、督促以外に納付指導や催告が年 1 回以上必要となることについて、同課は各区役所へ周知しているものの、実際の催告時期等は各区役所に委ねている。また、国庫負担金の請求の適否を審査していたにもかかわらず、請求要件を満たさなかった債権について、催告回数不足や債務者の転居先が特定できなかったものなど、原因別の分析や、それに基づく各区役所への注意喚起等を行っていない。このような現状の取組では、適切に催告を行わないことによって本来交付を受けることができる国庫負担金が交付されず、本市の負担が増加することについて、各区役所への意識付けを行うことができない。

制度所管課である同課は、各区役所が共通の認識を持って適時適切な債権管理に取り組めるよう、国庫負担金の請求要件を満たさない債権が生じた原因を分析して、その結果を生かした統一的な指針を示すべきである。今回の東区役所保護課の事案のような適切に催告を行わなかったものについては、催告時期に注意を払うよう促すことによって再発を防ぐことができるため、このような点にも留意したうえで、各区役所の適時適切な債権管理に向け、さらなる指導及び助言を行うことを強く求めるものである。